

天草市の農業の紹介

主な栽培品目

・天草市では、水稲から、野菜、果樹、花き、畜産まで幅広く農業経営が行われています。



【新規就農サポートセンターの栽培推奨品目】



不知火



ミニトマト



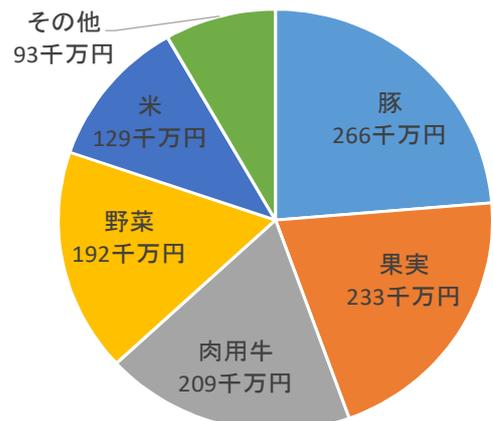
きゅうり



トルコギキョウ

農業産出額

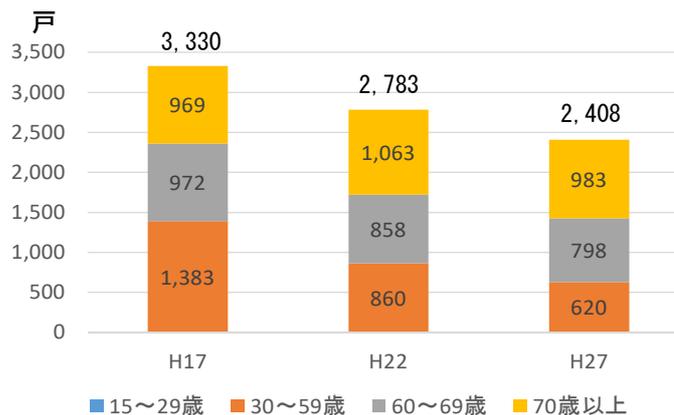
・平成30年の農業産出額は1,122千万円で、内訳は「豚」が24%、「果実」が21%、「肉用牛」が19%の順になっています。



農家数

• 平成27年の販売農家数は2,408戸で、平成17年と比較して922戸減少しました。

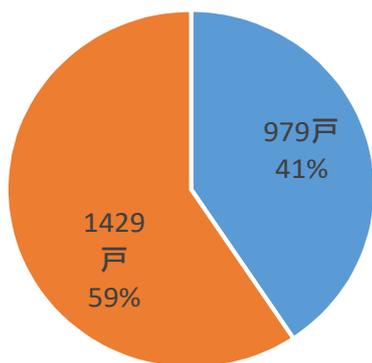
• 70歳以上の割合は、平成17年は3割でしたが、平成27年は4割となっており、高齢化が進んでいます。



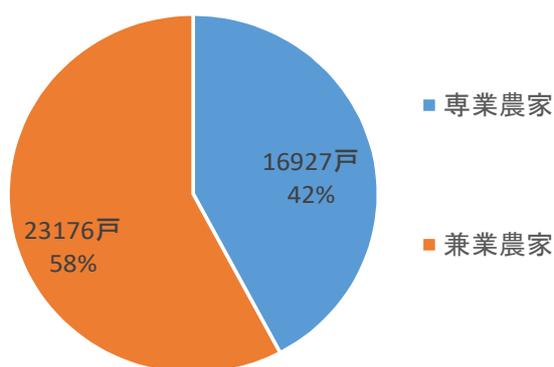
専業・兼業別農家数

• 専業農家の割合は41%で、県全体とほぼ同じ割合です。

天草市 (H27)

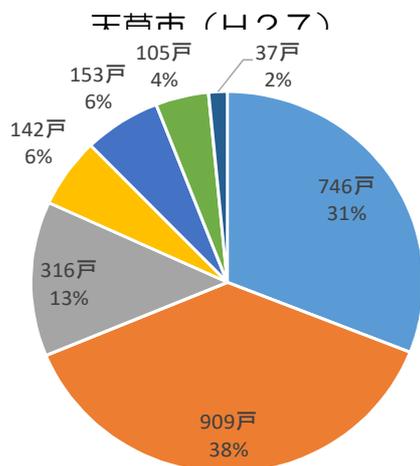


(参考) 県全体 (H27)

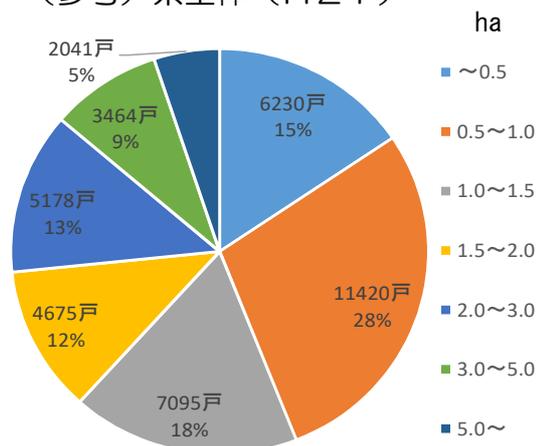


経営耕地面積規模別農家数

• 0.5～1.0haの農家が最も多く、県全体と比較すると経営耕地面積は小規模です。



(参考) 県全体 (H27)



新規就農チェック表

農業を始めたい

START!

農業だけで生計を立てたいと思ってますか？

専業

兼業

実家で農業をやっている。

Yes

No

当面の生活費（100～300万円程度）ある。

Yes

No

実家に就農地があり、同じ作物を作りたい。

Yes

No

お試し農業体験 ・ 農業研修

A 新規親元就農

新たに家族または親族の農業経営を継承

B 新規参入就農

移住または転職により新たに農業経営

C 新規被雇用就農

集落営農法人で就農

D 新規兼業就農

兼業・パート労働で就農
セカンドライフチャレンジ事業？

天草市 農業振興課 新規就農者向け
— 令和5年度 補助事業のごあんない —

事業名	種類	要件	補助率等	対象者	備考		
(市事業) お試し研修事業	①	担い手育成支援協議会において原則3ヶ月間(最長6ヶ月)、受け入れ農家において農業体験	-	市担い手育成協議会：月12万円/世帯×原則3ヶ月(最長6ヶ月) ※研修先農家への謝礼1万円/月は研修生が支払う	農業未経験者である新規就農希望者(移住希望者等)	-	
	(国事業) 新規就農者育成総合対策	②	経営発展支援事業(ポイント制)：初期投資的な経費(機械・施設・家畜導入等)を支援。※運転資金は対象外	融資を受けること。	国県3/4(本人1/4)	・49歳以下で令和5年度に経営開始する者 ・青年等就農計画の認定を受けること。 ※親元就農者は親元就農開始から5年以内に継承した者。	-
		③	就農準備資金：就農予定が49歳以下の者で指定機関において研修する場合に最長2年間給付金を支給	前年の世帯所得が600万円以下であること。	12.5万円/月(150万円/年)最長2年間	就農予定が49歳以下の者	【③返還】 ・研修終了後一年以内に独立・自営・雇用就農しなかった場合 ・独立・自営就農した者が5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合など
	④	経営開始資金：経営開始時が49歳以下で令和2年4月以降に経営開始した者に最長3年間給付金を支給	・前年の世帯所得が600万円以下であること。 ・人・農地プランに中心経営体として位置付けられているか、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。	12.5万円/月(150万円/年)最長3年間	青年等就農計画の認定を受けること。	【④返還】 受給した期間と同期間営農を継続しなかった場合など	
(市事業) 新規就農者支援事業	新規就農者給付金	⑤	準備型：指定機関において研修する場合に最長2年間給付金を支給	⑤ 前年の世帯所得が600万円以下であること。	⑤ 準備型：年額150万円(最長2年間)	⑤ 準備型：50歳以上65歳未満で就農する予定の者	【⑤返還】 研修終了後一年以内に独立・自営・雇用就農しなかった場合 独立・自営就農した者が5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合 など
		⑥	経営開始型：新たに経営開始した者に最長3年間給付金を支給	⑥ 前年の世帯所得が600万円以下であること。	⑥ 経営開始型：年額150万円(最長3年間)	⑥ 経営開始型： ・50歳以上65歳未満で経営開始した者 ・青年等就農計画の認定を受けること。	【⑥返還】 受給した期間と同期間営農を継続しなかった場合 など
	親元就農者給付金	⑦	準備型：54歳未満の者であって1年後に農業所得250万円未満である親元から経営継承するまでの最長1年間給付金を支給	⑦ 準備型：親元の農業所得が250万円以下であること。 ・前年の世帯所得が600万円以下であること。	⑦ 準備型：市年額120万円(最長1年間)	⑦ 準備型：30日間親元以外での研修を受けること。	【⑦返還】 研修終了後一年以内に経営継承しなかった場合 など
		⑧	経営開始型：国事業の給付金の対象とならない55歳までに親元就農する者について最長3年間給付金を支給	⑧ 経営開始型：⑦親元から経営継承する場合は親元の農業所得が250万円以下であること、①親元とは別の経営体となる場合は原則10年間は親元からの経営継承を受けないこと ・経営継承後の農業所得が330万円未満であること。 ・前年の世帯所得が600万円以下であること。	⑧ 経営開始型：市年額120万円(最長3年間)	⑧ 経営開始型 ※親元就農開始から5年以内に継承した者に限る。 ・青年等就農計画の認定を受けること。	【⑧返還】 受給した期間と同期間営農を継続しなかった場合 など 【注意点③④】 経営移譲の際は贈与税(牛や畜舎など)など課税される場合があるため、ご注意ください。
	⑨	新規就農者施設機械等整備補助金 ハウス新設(中古ハウスの移設)及びハウス設置に伴う土地改良(暗渠排水設備、客土等)事業、機械施設等の導入やリース、果樹等の新植や改植	・中古ハウス設置については、移設費及び交換部品代(購入費用は対象外) ・機械導入については、国又は市の給付金を受給した者若しくは受給している者に限る。 ・②の経営発展支援事業の補助対象と同じ内容 ・内容ごとに10万円(税抜)以上	・市50%。ただし、国県の補助金事業の採択を受けた場合は70%(上限500万円/世帯) ・青年等就農計画の認定期間内であれば複数回利用可能。	・天草市担い手育成支援協議会が行う農業研修を修了した者若しくは履修している者かつ青年等就農計画の認定が確実と見込まれる者。 ・認定新規就農者 ・②の経営発展支援事業の採択者は除く	・本事業により取得した財産処分の制限期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令に規定する期間。 ・制限期間内に補助金の交付目的に反して使用、交換、貸付、担保に供することはできない。	
	⑩	親元就農奨励金 次世代の中心的な役割を担う農業者の育成を支援するため、親元に就農した者に奨励金を交付。	・市内に住所を有し、親元就農した年齢が55歳未満かつ就農後3年を経過していない。 ・経営主が認定農業者で、3親等以内の親族 ・経営主と家族経営協定を締結 ・経営主から給与を受け取る ・農業従事日数が150日/年かつ1,200時間/年以上	45歳未満 80万円(最長3年間) 45歳から55歳未満 40万円(最長3年間) ※一部は商品券等による交付	・認定農業者である親元の3親等以内の親族。	【⑩返還】 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間と同程度の親元就農が継続できなかった場合。	

※青年等就農計画の認定とは・・・農業経営開始から5年後の農業所得目標250万円/人を目指す営農計画を作成し、市が認定する。いわゆる「認定新規就農者」。
 青年等就農計画を作成できる対象者は18歳以上45歳未満。ただし、地域担い手不在等やわを得ない事情がある場合は49歳までが対象となる。
 なお、50歳以上65歳未満の方でも、これまでに農業又は農業関連事業などに3年以上従事した経験があれば対象となる。

※農業経営改善計画の認定とは・・・市の基本構想に定める農業所得330万円/人を目指す5年後の経営改善計画を作成し、市が認定する。いわゆる「認定農家」。